

## 橋本市アダプト制度に関する合意書

橋本市が認定するアダプト活動認定団体(以下「アダプト活動認定団体」という。)及び公園、道路等の公共的な場所(以下「公園・道路等」という。)の管理者である橋本市長(以下「市長」という。)は、公園・道路等の清掃・緑化・草刈り等に係る活動(以下「アダプト活動」という。)の実施にあたり次のとおり合意する。

### (活動区域)

第1条 この合意書に基づく活動区域は次のとおりとする。

- (1) 公園・道路等の名称
- (2) 対 象 区 間                      から                      で  
(約      m)

### (アダプト活動認定団体の役割)

第2条 アダプト活動認定団体は、活動区域の清掃美化等を行い、当該公園・道路等を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとする。

2 アダプト活動認定団体となることで、活動区域について、いかなる権利も発生するものではない。

### (公園・道路等管理者の役割)

第3条 市長は、アダプト活動認定団体の活動について綿密な連携を保ち、積極的に支援するものとする。

### (作業の安全)

第4条 アダプト活動認定団体は、アダプト活動を行うに当たっては、法令を遵守し、自己の責任において活動を行い、安全には十分配慮しながら活動するものとする。なお、幼児等が参加する場合は、保護者等の付き添いにより十分な安全確保を図ることとする。

### (ゴミの分別)

第5条 アダプト活動認定団体は、橋本市の分別方法に従って回収したゴミ等を適正に分別するものとする。

### (緑化活動等)

第6条 アダプト活動認定団体は、緑化活動等に伴い新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し、又は樹木を植えようとするときは、市長と協議するものとする。

(公園・道路等管理者の指示)

第7条 公園・道路等の管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇、フラワーポット又は植栽した樹木等を除去する必要がある場合は、アダプト活動認定団体は市長の指示に従うものとする。

(活動実施回数)

第8条 アダプト活動認定団体は、年3回以上活動を実施するものとする。

(アダプトサインの設置)

第9条 市長は、アダプト活動認定団体より希望がある場合、その名称等を記載した表示板(アダプトサイン)を活動区域内に1基設置することができるものとする。

(活動実施計画)

第10条 アダプト活動認定団体は、毎年5月末日までに当該年度の活動実施計画を別紙1により、市長に報告するものとする。ただし、初年度においては、アダプト活動認定団体申込書に添付された活動実施計画書を本条の活動実施計画書とみなす。

(活動実績報告)

第11条 アダプト活動認定団体は、毎年3月末日までにその年度分の活動実績(別紙2)に活動状況写真を添えて、市長に提出するものとする。

(保険)

第12条 アダプト活動認定団体は、市長の指定するボランティア保険に加入できるものとし、保険料は橋本市が負担する。

(事故等の報告書)

第13条 アダプト活動認定団体は、活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に対し連絡するとともに、別紙3により報告するものとする。

(異常の通報)

第14条 アダプト活動認定団体は、対象区間の施設の損傷等を発見した場合は、市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第15条 市長は、アダプト活動認定団体が認定の辞退を申し出たとき、アダプト活動認定団体がこの合意書各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき、その他アダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、アダプトサインを撤去するものとする。

(免責)

第16条 市は、アダプト活動において生じた損害等については、その責任を負わないものとする。

(疑義の解決)

第17条 この合意の内容について疑義が生じたときは、アダプト活動認定団体と市長が協議の上、解決するものとする。

年 月 日

アダプト活動認定団体 団体名  
代表者住所  
代表者氏名

印

橋本市長

印